

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

第三者型決済代行サービスの発展及び特別法草案の説明

前書き

エレクトロニクス産業及びインターネットの普及及び発達に伴い、電子ビジネスの高度発展により、第三者決済代行サービスの施行に関する需要も増えつつある。経済部は 2013 年末にて《非金融機構の電子ビジネス決済サービス管理条例》の特別法草案を行政院の審査に提出した。特別法の修正期間にて、多くの問題があったものの、関連業者はビジネスチャンス到来と注目している。また、台湾二大ハイテクソフト業者は協力関係締結の声明を発表した。台湾 PC メーカーの ACER は、台湾大手ネット通販会社 PChome 社の傘下電子ビジネス領域に投資し、支払の経路及びセキュリティの構築に協力し、領域を超えた統合及びサービスの転換を通じ、台湾の競争力の向上及び新しいエネルギーの注入を図ろうとしている。「第三者決済代行」とは何か、我が国のビジネス発展にもたらす影響について、本文は第三者決済代行の概念及びかかる特別法草案を用いて説明する。

第三者決済代行とは

一、定義

第三者決済代行とは、取引を行う際、買主（支払人）はクレジットカード、ATM 振込み、前払式支払方式等の方法で、取引代金を第三者の支払業者に支払い、支払業者により取引代金を（受取人）売主に交付する指す。第三者決済代行サービスを提供する業者は、一定の実績及び信用保障を有する独立機構であり、各銀行と契約を締結し、銀行に支払決算システムの取引プラットフォームを利用したインターネット支払方法を提供する。

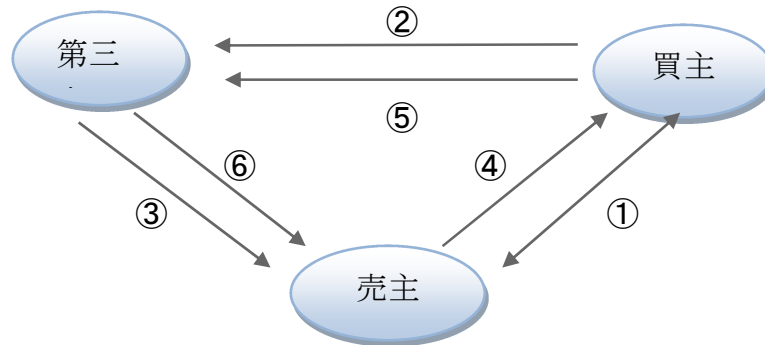
第三者決済代行はネット通販でよくある支払方法である。売買双方当事者は直接相手方当事者の身分及び信用状況を確認できないほか、取引終了するまで事前に商品品質および適用性を確認することができない。これに対し、第三者決済代行は売買双方に多様化及び便利な支払システム機制を提供できるほか、履行保障を付加する入金サービスを含んでいるため（後払い取引保障の提供）、ネット通販の安全性及び信用度向上を図ることができる。

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

二、第三者決済代行の取引手続

第三者決済代行形式の取引手続は、次の通り：



- ①. 買主は電子ビジネスウェブサイトで商品を選定し、購入を決定した後、売買双方はインターネットを通じて取引意向を達成
- ②. 買主は第三者を取引の仲介者として選定し、クレジットカードを通じて取引代金を第三者の口座に振込む
- ③. 第三者の取引プラットフォームにより買主が支払を完済した情報を売主に通知し、並びに売主に期限内に出荷するよう通知
- ④. 売主は通知を受けた後、注文に応じ出荷
- ⑤. 買主は商品を受け取り確認後、第三者に通知
- ⑥. 第三者は取引口座内の代金を売主の口座に振り込み、取引完成

三、第三者決済代行形態

現在、台湾における第三者決済代行業者は大きく二種類に分けられる：
 一つは、C2Cに応じて提供する派生サービス、例えば PChome Online の露天オークションが 2012 年末から実行する第三者取引プラットフォーム「Yahoo かんたん決済」など、各会社のオークション市場の買主及び売主を対象に提供する第三者取引プラットフォームを指す。
 もう一つは、既に入会した会員をターゲットにして、第三者決済代行を実行したものを指す。例えば、歐買槍 OhMyGod、智冠 Soft-World International Corp のオンラインゲーム会社が提供する第三者取引プラットフォーム、プレイヤーにより安全、便利な支払手段を提供し[歐付寶]、[智付寶]等ゲームポイント、アイテムの不正利用を防ぐ。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

四、現行の第三者決済代行業務内容及び関係規定の要点

第三者決済代行業務は、原則、代金支払引受代理、前払式支払引受代理の二種類に分けることができる。但し、特別法草案はまだ通過していないため、現在では入金金額の引受代理業務について、業者は尚も金融機構と共同又はその他対処措置で執行しなければならない。以下は前述の二種類の業務について説明する：

代金支払引受代理業務		前払式支払引受代理業務	
国際取引に跨らない場合	国際取引に跨る場合	金融機構が提供する前払式支払サービス	電子証票業者が提供する前払式支払サービス
<ul style="list-style-type: none"> ● 会社登記申告のみを行う ● 営業項目：第三者決済代行サービス業、コード：I301040 	<ul style="list-style-type: none"> ● 《資料処理サービス業者の国際ネット取引評価要点》に基づき、經濟部より発行される評価合格証明書の申請を要する ● 金融機構との協力を要し、専用の入金口座を設ける 	<p>《銀行が顧客からインターネット方式で開設した前払支払口座設立申請受理作業規定》に基づき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法律が修正前、非金融業者の第三者支払決済代行業者が独自で本項業務を行うことができず、金融機関の協力得なければならない。 ● 第三者支払決済代行業者は銀行と協力し、銀行は顧客より申請を受けネット取引決済代行サービスに使用される新台幣当座預金口座を提供して、多用途支払の預金業務を行う ● 前払式支払口座額の預金額 	<p>《電子証票発行管理条例》に基づき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第7条規定、「発行機構は、電子証票を専門に経営する株式会社組織に限る」の制限規定により、第三者支払決済代行業者は発行機構と協力しなければならない（個別に投資設立するなど） ● 発行機構の払込資本金は最低、新台幣ドル3億元とする。 ● 預金額上限は新台幣ドル1万元 <p>◇ 電子証票は、電子、磁力又は光学方式で金銭を預かるほか、資料のセーブ又は計算機能ICチップ、カード、証明書類又はその他形式の債権、多用途支払いに使用するツールを指す</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

		は、口座種類により新台湾ドル1万元から20万元を上限とする	
--	--	-------------------------------	--

五、《非金融機構の電子ビジネス決済サービス管理条例草案》の概要：

1. 前述の通り、經濟部は2013年末にて《非金融機構の電子ビジネス決済代行サービスの管理条例草案》を行政院の審査に提出した。かかる条例の内容について、下記にてその要点をまとめて説明する：
2. 規範要点は以下の事項である：
 - (1) 決済代行サービスの定義
 - (2) 経営資格
 - (3) 資本金の最低基準及び副業制限
 - (4) 預金の上限
 - (5) 支払項目の保障及び運用
 - (6) ID認証及び資料保存等の義務
3. 決済代行サービスの範囲
 - (1) ネット上のプラットフォームを経由して、ネット取引当事者による金銭の授受取引又は公共料金支払に対応する決済代行サービスの提供
 - (2) 現在前払式支払取引は主に実体通路の多様用途に使用され(ネット決済を除く)、《電子証票発行管理条例》を法の基準としている。仮に、ネット決済以外の前払式支払取引を第三者決済代行サービス特別法の定義に規定した場合、《電子証票発行管理条例》の規範範囲が重複し、法条競合の問題を生ずるため、原則上、草案ではオンライン決済のみ規定範囲とする。
4. 分類管理を採択
 - (1) 第一種決済サービス：支払及び前払式支払の授受代行などの事項を含む
 - I. 資本金最低基準：払込資本金は少なくとも新台湾ドル3億元の許可を申請する必要がある
 - (2) 第二種の決済サービス：支払の授受代行事項
 - I. 資本金最低基準：払込資本金は少なくとも新台湾ドル5000万元

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- II. 業務経営は国際取引に係るかどうか
 - A. 国際取引に係らない場合、登記申告のみ申請する
 - B. 国際取引の決済サービスに係る場合、許可を申請しなければならない

5. 預かり金上限

特別法では商品又はサービス取引上限を設けていない、従って、「取引に制限はなく、預かり金は限度額を有する」。これは、1回の取引の決済代行に制限はないが、預かり金に関しては金銭の流通管理、流用管理のリスクがあるため、管理する必要がある。また、預かり金上限は主管機関より金融管理委員会と協議し、経済発展状況に応じ調整することができるため、ひとまず入金上限を新台幣ドル3万元として設定し、将来において必要があるとき、実際の状況に応じて調整するものとする。

六、第三者決済代行サービスのメリット

前述の通り、政府は《非金融機構の電子ビジネス決済サービス管理条例》について審査を行っている。特別法は未だ通過していないものの、関係業者の間では、既に市場進出の争奪戦がまっていることから、第三者決済代行サービスは確実に一定の需要があると考えられる。下記にて、第三者決済代行サービスのメリットについて説明する：

1. コストダウン
 - (1) 業者にとって、各銀行の認証ソフトをインストールする必要がなくなり、費用及び操作の簡易化を図れる
 - (2) 銀行業者にとって、ネットプラットフォームの開発コストを節約することができる
 - (3) 消費者にとって、預金口座から支払うことによってその都度の振込、クレジットカードの手数料が不要となる。
2. ネット取引担保などの付加サービスを提供することによって、第三者による監視・管理及び保障の効能を実現し、取引の安全を確保する
 - (1) 業者にとって、取引代金を回収できないリスクを回避することができる
 - (2) 消費者にとって、商品を受取ることができないリスクを回避することが出来るほか、商品の質、量について一定の保障を得られ、インターネット通販の信頼度の向上を図る

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- (3) 詐欺案件の防止、消費紛争の減少
- (4) 消費紛争がある場合、関係証拠の提供
3. 個人情報の漏洩を防止

業者は顧客のクレジットカードに関する情報を取得できないことで、クレジットカード情報がインターネット上に公開されることによる盗用案件を防止。
4. 便利、迅速な取引環境、及び個人化口座管理を提供する
 - (1) 多様な支払ツールを提供（現金、ATM 振込、クレジットカード、預かり金）
 - (2) 小売業者及び個人売主と連結し、消費者にクレジットカードの決済サービスを提供する
5. 便利な国際取引手段を提供し、産業の国際化を促進する

七、第三者決済代行サービスのリスク

第三者決済代行サービスの業務内容は、ネットの運営及び金融サービスの間に位置するものであるため、法的な地位はまだ明確ではない。また、ネットを通じて決済代行サービスを提供する際、売買双方当事者に第三者担保を提供するために大量の資金を保有することとなる。そのため、資金がある程度累積した後、資金安全及び支払リスクなどの問題が生ずるほか、ネット通販の特性に加え、次のリスクが考えられる：

1. 主体資格及び経営範囲の制限などの問題
2. 支払口座の資金管理/運用などの問題
3. 第三者支払機構の担保/弁済能力などの問題
4. 不法資金の移転及び転換に利用される可能性
5. ネットの匿名性による詐欺利用のリスク
6. ネットの安全/管理リスク

ハッキングによる、個人資料の漏洩、アカウント/パスワードの盗用などの問題

結論

電子ビジネスの普及と成長は第三者決済代行サービスの需要、発展をもたらした。但し、便利で迅速なサービスを提供すると同時に、関係規定を通して第三者決済代行の安全性を保障しなければならない。例えば、特別法内容では：預か

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

り金の安全性を保障するため、預かり金の金額が一定金額に達したとき、準備金及び決済金額の信託へ預けるなど履行保証などの事項を規定する。例えば、支払機構は預かり金の流用、預かり金一定の比例内に於いてその一部を低リスクの投資に運用することができる。支払機構が破産手続開始となった場合、預かり金は破産管理財団に属さない。支払機構にはマネー・ローンダリング防止法の関係規定を適用する。支払機構は会員が登録を行うとき、その身分を確認し、会員身分認証規制を設立するほか、会員身分認証資料及び取引記録資料を保存するなどの対応措置を講じることで第三者決済代行サービスの安全性を確保する。



本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。